

令和7年度 いじめ防止に向けた基本方針

八王子市立鏈水中学校

「いじめを許さないまち八王子条例」の考えをもとに平成29年4月1日に施行された「八王子市教育委員会いじめ防止に関する基本的な方針」に基づき、以下の方針を決定した。

1 いじめ問題に対する基本方針 「しない させない 見逃さない」

すべての生徒と大人が、「いじめはどの子供にもどの学校においても起こり得る。誰もが加害者にも被害者にもなり得る。」という認識をもつ。

- (1) いじめは「しない、させない、見逃さない」を大原則とする。
- (2) いじめは人権侵害・犯罪行為であり、「いじめは絶対に許さない」学校をつくる。
- (3) いじめられている生徒の立場に立ち、絶対に守り通す。
- (4) いじめる生徒の人格の成長を旨として、教育的配慮の下、毅然とした対応と粘り強い指導するとともに、教職員全員の共通理解、保護者の協力、スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカー、子ども家庭支援センター、警察、児童相談所等との連携の下、当該生徒が抱える問題の解決を図る。
- (5) 重大事態に関わる対応は、教育委員会と学校の密接な連携・協力のもとに行う。
- (6) 「いじめ対策委員会」を週に一回開催して、いじめ問題を学校として組織的に対応する。
《構成メンバー》校長・副校長・生活指導主任・学年主任・養護教諭
- (7) いじめ防止基本方針を点検し、必要に応じて見直す。

2 未然防止に向けて

学校は、非認知能力の育成や人権尊重の精神に基づく教育活動を展開し、生徒による主体的ないじめ防止活動を推進する。

- (1) 「鏈水中学校で育てたい非認知能力」の表を活用し、「未来フォワードタイム」で目標設定や、振り返りを行う。加えて「キャリアカウンセリング」を実施し、生徒と教員が定期的に対話する。
- (2) 教育活動全般を通して人権教育を充実させ、生徒がいじめ問題を自分のことと考え、自らいじめを未然に防止できる集団づくりに努める。
- (3) 道徳科や特別活動を通して、規範意識や他者との関わり、集団のあり方等の理解を深めさせる。
- (4) 校内研修の充実、いじめ相談体制の整備、相談窓口の周知徹底を行う。
- (5) 地域や関係機関と定期的な情報交換を行い、日常的な連携を深める。
- (6) いじめに関する生徒アンケートを6月と11月に実施し、状況に応じてその後の対応を進

める。

3 早期発見に向けて

いじめは、「生徒が他の生徒に対する行為のうち、受け手が心身の苦痛を感じるものは幅広くいじめに該当する」という共通認識の下、学校・家庭・地域・関係機関との密接な連携により、いじめの実態把握に努める。

- (1) 入学時・各年度の開始時における生徒、保護者、地域、関係機関等へ基本方針の内容を説明するとともに、「子ども見守りシート」を活用して、いじめの早期発見に努める。
- (2) 「シルクタイム」や「ハートフルタイム」を実施し、生徒の声に耳を傾ける。
- (3) 生徒の行動を注視する。
- (4) 保護者と情報を共有する。
- (5) 地域と日常的に連携する。

4 早期解消に向けて

いじめ問題が生じたときには、詳細な事実確認に基づき早期に適切な対応を行い、関係する生徒や保護者が納得する解消を目指す。

- (1) いじめられている生徒や保護者の立場に立ち、詳細な事実確認を行う。
- (2) 対応教員等が一人で抱え込むことがないように、「いじめ対策委員会」が核となり組織的に対応する。
- (3) 校長は事実に基づき、生徒や保護者に説明責任を果たす。
- (4) 加害生徒には、対話を通して行為の善悪をしっかりと理解させる。
- (5) 法を犯す行為に対しては、警察等に相談して協力を求める。
- (6) 教職員のいじめにかかわる指導力・対応力の向上を図るための校内研修の充実を図る。